

なごみの郷ショートステイ利用料金表(介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護)



	基本単位 / 日	食事料金 / 日	居住費 / 日	日常生活費・ 教養娯楽費 / 日	別料金
要支援1	523単位	1,392円 (2021年8月～) 1,445円	2,006円	100円	(注)参照
要支援2	649単位				
要介護1	696単位				
要介護2	764単位				
要介護3	838単位				
要介護4	908単位				
要介護5	976単位				

○ 地域区分が7級地のため、1単位10.17円で計算します。そのうち自己負担額は1割又は2割又は3割です。

○ 下記加算単位に該当する場合、上記基本単位に追加されます。

(介護予防サービス・介護サービス共通)

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】機能訓練指導体制加算12単位・個別機能訓練加算56単位・認知症行動心理症状緊急対応加算200単位・若年性認知症利用者受入加算120単位・療養食加算8単位×1～3回・認知症専門ケア加算(Ⅰ)3単位又は(Ⅱ)4単位・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位又は(Ⅱ)18単位又は(Ⅲ)6単位。

【加算(1月あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】生活機能向上連携加算(Ⅰ)100単位又は(Ⅱ)200単位。

【送迎を行った場合】184単位 / 片道

(介護サービス・要介護のみ)

【加算(1日あたり)・・・いずれも該当した場合に基本単位に加算されます。】看護体制加算(Ⅰ)4単位又は(Ⅲ)12単位・看護体制加算(Ⅱ)8単位又は(Ⅳ)12単位又は(Ⅳ)13単位・医療連携強化加算58単位・夜勤職員配置加算(Ⅱ)18単位又は(Ⅳ)20単位・緊急短期入所受入加算90単位・在宅中重度者受入加算421単位又は417単位又は413単位又は425単位。

【該当となった場合総単位数に乗じた単位数が加算されます。(1月あたり)】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数に8.3%を乗じた単位数。(介護予防・介護共通)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)・・・総単位数に(Ⅰ)の場合2.7%、(Ⅱ)の場合2.3%を乗じた単位数。(介護予防・介護共通)

○ 日常生活費・教養娯楽費内訳(シャンプー、リンス、ボディソープ、レクリエーション費等)

○ 少数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

(注)別料金 事務管理(預り金)手数料(1500円 / 月)・おやつ代金・売店料金・行事参加代金・補助食品代金・喫茶店代金・買い物代金・本人購入希望品(口腔関連費等)・理美容料金・医療機関受診料・薬代金・電気料金(1電化製品につき30円 / 日)

負担限度額・・・世帯全員が市町村民税非課税世帯の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費が軽減されます。

対象者		区分	食事料金(日額)	居住費(日額)	高額介護サービス
世帯全員が市町村民 税非課税者	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担第1段階	300円	820円	15,000円
	公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担第2段階	390円	820円	15,000円
	利用者負担段階が第1・2段階以外の方	利用者負担第3段階	650円	1,310円	24,600円
市町村民税課税者	上記以外の方	利用者負担第4段階	1,392円 (1,445円)	2,006円	37,200円

※第1～3段階の方は、上記要件の他に、配偶者も市町村民税非課税者であり、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること。

44,400円
(現役並み所得者)